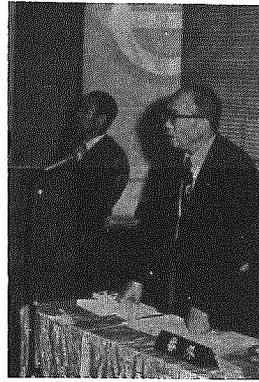


# 53年度村税条例の一部を改正

去る三月の定例議会で村税条例の一部改正がなされ、又国会では、地方税法の一部を改正する法律が可決されたことに伴ない、村税条例の一部と、交付制限額を定めるなど改正が四月臨時議会で可決されました。



改正の主な内容は、各種手数料の引上げや、法人の所得割、均等割の税率の引上げ、前納報奨金の交付率の引下げと、交付制限額を定めるなど、税収の確保のための改正であります。

## 主な改正点 (適用 53.4.1)

### 1. 個人の住民税 (控除額の引上げ)

区 分	現 行	改 正
非課税の範囲 (生活保護基準)	130,000円	150,000円

### 2. 法人の住民税 (税率の引上げ) (適用 53.4.1)

区 分	現 行	改 正
法 人 税 割	0.133%	0.145%
均 等 割		
資本金50億円以上 従業員100人以上		800,000円
◇ 10億円以上50億円以下	80,000円	400,000円
◇ 1億円以上10億円以下		80,000円
◇ 千万円以上1億円以下	24,000円	24,000円
◇ 千万円以下の法人等	8,000円	8,000円

### 3. その他 (適用 53.4.1)

区 分	現 行	改 正
納 税 証 明 書 1枚	70円	100円
督 促 手 数 料 1通	20円	50円
バイク、軽自動車等 の再交付 1件	200円	300円
前納報奨金交付率	0.01%	0.005%
交 付 制 限 額 新 設		50,000円
ガ ス 税 免 税 点 の 引 上 げ	4,800円	6,000円

(ガス税は53.6.1より)

(53.6.1)

## 自動車税のあらまし

自動車税は、自動車の所有者に課税され、毎年一度、一回、この税が、自動車の所有と事実上事実として課税する財産の所有とみなして課税される。自動車税の納税義務者である所有者は、通常は陸運事務

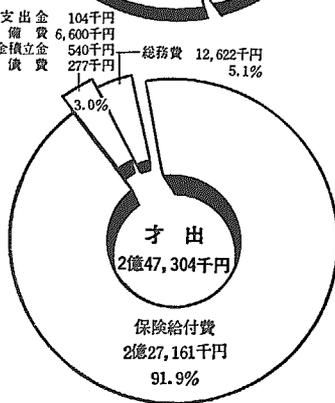
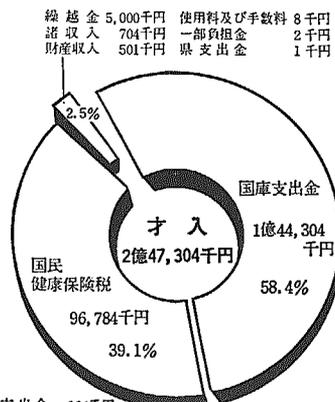
所(新津市本町四丁目)

新津財務事務所 収税課

電話 新津(0594) 1818番

(0)1141番

## 昭和53年度特別会計予算 国民健康保険



昭和53年度第一回区長連合会が四月七日公民館で開催されました。役員側からは村長以下課長等が出席し、先ず村長からは53年度の施設方針並びに重点予算の説明がなされ、次いで各課長等からは所管業務等に関する協力要請がありました。又一般村長に対する質疑や意見交換もなされ、特に区

長からは住民が転出入する場、役場へ届出される一方必ず区長へも届出されるよう徹底させてほしい旨の要望がありました。

### 昭和53年度 区長会議開催される

連合会長に 羽田義次氏

### 新しい区長さん/よろしく (53.4.1.現在)

地 区	氏 名	世 帯	人 口
横 越	上 永木 正 118 584		
	中 藤 勝 252 1,092		
	下 羽 義 157 728		
川根谷内	渡 辺 敬 159 687		
	上 伊 藤 99 486		
	中 藤 松 108 528		
海 山	下 谷 健 83 419		
	上 本 治 34 161		
	中 杉 本 34 161		
木 津	上 佐 藤 54 275		
	中 野 千 84 439		
	下 小 野 87 408		
二 本 木	上 栗 原 55 252		
	中 遠 藤 161 643		
	下 村 木 52 258		
小 杉	上 中 川 81 422		
	中 鈴 木 60 327		
	下 渡 辺 57 276		
藤 山	新 田 43 230		
	志 田 26 133		
駒 二 前	2 10		
計	1,888 8,479		

## ぜひ一度ご覧を 阿賀野川浄水場を公開

6月6日 午前10時～午後3時

新津市と横越村も重要な施設の一つであり、社会的経済的な諸活動の発展では、今年水道においても不可欠な活動の発展を期すべく、阿賀野川浄水場を公開することになりました。水道は、国民の健康と文化的な日、本水された原水がそれぞれの工

手数料等を改正 手数料条例の一部改正が、四月一日から次のように施行する三月定例議会で可決され、されています。

証明 種別 等	旧金額	改正額
身分、職業、租税公課	700円	700円
印鑑、土地、親族	700円	1000円
建物、転出、住民票	1000円	1000円
露店(台帳、図面)	1000円	2000円
露店(常設)	700円	1000円
その他(右以外)	700円	1000円
督促	200円	500円